

# コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備に係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について

平成27年5月14日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

今回の改正は、当取引所においてコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）を策定することに伴い、コードについて“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるほか、独立社外取締役の円滑な選任に資するため、独立性に関する情報開示について見直しを行うなど、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うものです。

## II. 改正概要

### 1. コードの策定に伴う制度整備

#### (1) コードを実施しない場合の理由の説明

上場会社は、コードを実施しない場合には、その理由を説明するものとします。

#### (2) コードを実施しない場合の理由の説明の媒体

「コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載するものとします。

#### (3) コードの尊重

上場会社は、コードの趣旨・精神を尊重して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとします。

### 2. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し

上場会社が独立役員を指定する場合には、当該独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示するものとします。

(備 考)

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則別添、第31条の3等

・有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4等

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条の3

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9 f等

## III. 施行日

・平成27年6月1日から施行します。

・1. (2)の改正を反映したコーポレート・ガバナンス報告書は、平成27年6月1日以後最初に開催する定時株主総会の日から6か月を経過する日までに当取引所に提出するものとします（「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（平成27年6月改訂版）」参照）。

以 上